平成24年６月１日

各　　位

会　社　名　株式会社やすらぎ
代　表　者　代表取締役会長　枚山　幸功
（コード番号　8919　名証セントレックス）
問　合　先　執行役員総務部長　坂田　恵一
（TEL　0277－20－7400）
（URL　http://www.yasuragi-reform.com）

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年５月７日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成24年５月７日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項（会社法第108条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「Ⅰ．当社定款の一部変更等の内容②」において定義いたします。以下同じです。）の取得について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議したところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所が運営するセントレックス市場の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成24年７月２日まで整理銘柄に指定された後、平成24年７月３日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をセントレックス市場において取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における、全部取得条項付普通株式の取得に関する特別決議に基づき、平成24年７月５日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、平成24年７月６日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式１株につき、当社Ａ種種類株式を30万分の１株の割合をもって交付する株主様と定めましたので、お知らせいたします。

Ⅰ．当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成24年５月７日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）による、当社の定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

① 当社の定款の一部を変更して、Ａ種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を30万分の１株の割合を持って交付する旨の定めを設けるものといたします。

③ 会社法第171条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式１株につきＡ種種類株式を30万分の１株の割合をもって交付いたします。なお、日本住宅再生以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるＡ種種類株式の数は、いずれも１株未満の端数となる予定です。また、割り当てられるＡ種種類株式が１株未満の端数となる株主の皆様につきましては、

会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、最終的には現金が交付されることになります。

Ⅱ．各議案に係る承認決議

１．種類株式発行に係る定款一部変更（上記①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（上記②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第１号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第２号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本臨時株主総会第１号議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年５月７日付当社プレスリリースの「Ⅰ．１．(2) 変更の内容」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第２号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年５月７日付当社プレスリリースの「Ⅰ．２．(2)変更の内容」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日効力を生じています。

また、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年７月６日に効力が生じます。

２．全部取得条項付普通株式の取得（上記③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役会に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第３号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成24年５月７日付当社プレスリリースの「Ⅱ．２．全部取得条項付普通株式の取得の内容」に記載のとおり、会社法第171条第１項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日において、当該取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を30万分の１株の割合をもって交付するものであります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力が発生することを条件として平成24年７月６日（以下「取得日」といいます。）に効力が生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日をもって、全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を30万分の１株の割合をもって交付いたします。

上記の全部取得条項付普通株主の皆様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第２項及び第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に627円（日本住宅再生株式会社が平成24年１月27日から平成24年３月12日まで当社普通株式に対し

て行った公開買付けにおける１株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

Ⅲ．上場廃止

上記各議案が承認可決された結果、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所が運営するセントレックス市場の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成24年７月２日まで整理銘柄に指定された後、平成24年７月３日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をセントレックス市場において取引することはできません。

Ⅳ．全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更(本完全子会社化手続の①)の効力発生日	平成24年6月1日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年6月1日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年6月4日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成24年7月2日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年7月3日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年7月5日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更(本完全子会社化手続の②)の効力発生日	平成24年7月6日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付(本完全子会社化手続の③)の効力発生日	平成24年7月6日（金）

以上